

(仮称) 長久手市子ども条例 (案) 市民説明会 (中間報告)

令和8年1月24日 (土)
14時00分～15時30分
長久手市役所西庁舎3階 研修室

次第

- 1 あいさつ
- 2 これまでの取組について
- 3 前文について
- 4 条例骨子について
- 5 質疑応答
- 6 閉会



前文について

(仮称) 長久手市子ども条例の前文に子どもたちがこめる思い

こどもは、生まれたときから一人の人間として自分らしく幸せに生きる権利を持っています。また、それぞれがさまざまな個性や能力を持ち、誰もが夢を抱き、未来への可能性が開かれています。

長久手市の子どもたちは、次のように考えます。

「長久手市は、こどもが過ごしやすく、教育がしっかりしたまちです。静かな乗り物であるリニモがあることで、市外からは遊びに来ることができ、市内からは快適に暮らすことができます。また、楽しく遊べる場所があり、住みやすく、ほどよく栄えています。

私たちが、幸せに生きるために大切だと思うことは、こどもと大人がお互いを尊重しあうことです。それにより、こども同士もお互いを尊重し、より良い関係をつくることができます。

そして、これからの長久手市を、まち全体で一人ひとりのやりたいことを応援できるようにしていきたいです。」

市民は、こどもが社会の一員であることを理解し、こどもの声に耳を傾け、すべてのこどもが最善の利益を得られるまちを目指して、この条例を定めます。

条例骨子について

【第1章 総則】

目的

日本国憲法をはじめ、児童の権利に関する条約やこども基本法の理念に基づき、こどもにとって大切な権利や、市、保護者、学校等施設関係者、市民及びこどもの役割を示すとともに、地域全体でこどもの成長を支え、権利の主体であるこどもが、自分らしく安心して暮らすことができる環境を整えることを目的とします。

基本理念

- ・こどもに関することを決めるときは、他の人の権利にも配慮しつつ、こどもの最善の利益を優先して考えること。
- ・こども自身が自分の意見を自由に表明することができ、その意見が年齢及び発達に応じて、尊重されること。
- ・大人は、こどもを知ることやこどもとの丁寧な話し合いを大切にし、大人とこどもはお互いに尊重し合うこと。
- ・大人は、成長の途中にあり、大人よりも弱い立場にあるこどもを支え、こどもが失敗を恐れず挑戦し、夢や希望を持てるような環境づくりに努めること。

定義

用語	定義
こども	18歳未満の人。また、これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人を含む。
保護者	親権を担う人。未成年後見人その他の人で、現にこどもを養育する人
学校等施設関係者	市内の学校、幼稚園等の学校教育施設、児童館、保育園、児童養護施設等の児童福祉施設、図書館、公民館等の社会教育施設、保健医療施設、公園、平成こども塾、文化の家、地域共生ステーション等のこどもが育ち、学ぶために利用する施設で活動を行う人（事業者、団体を含む。）
市民	市内に在住・在学・在勤又は市内で活動する人（事業者、団体を含む。）

【第2章 こどもにとって大切な権利】

①安心と安全が守られる権利

こどもは、

命が守られる。

衣食住がある。

育ててくれる人がいて安心安全に過ごせる。

適切な医療や教育が受けられる。

清潔で健康に過ごせる。

暴力や暴言を受けない。

犯罪、事故、災害その他のこどもを取り巻く有害及び危険な環境から守られる。

プライバシーが守られる。

②自分らしく生き、自分で決められる権利

こどもは、

個性が尊重され表現できる。

自分の考えやありのままの気持ちを表すことができる。

やりたいことや進路等を自分で決めることができる。

自分で決めたことを行動に移すことができる。

自分で決めるために必要な情報がある。

③様々な経験をして豊かに育つ権利

こどもは、

遊んだり学んだりすることができる。

多様な人とふれあうことができる。

芸術、文化、スポーツ及び自然に触れることができる。

夢を持ち挑戦することができる。

失敗しても再び挑戦することができる。

④休み、元気を取り戻す権利

こどもは、

安心できる場所で心と体を休めることができる。

休んで元気を取り戻すために自分のための自由な時間を持つことができる。

⑤社会活動に参加する権利、意見を言う権利

こどもは、

ボランティア活動等社会活動に参加する機会がある。

好きなことや趣味を共有する機会及びその情報がある。

思いや考えを自由に発言又は発信する機会がある。

こどもの意見が大人の意見と対等に尊重される。

⑥差別されず、個別の事情に応じた支援を受ける権利

こどもは、

国籍、民族、性別、言語、宗教、価値観、障がい、病気、経済、育つ環境等による差別や不利益を受けない。

個別の事情に応じた支援が受けられる。

⑦こどもの役割と責任

こどもは、

自分の権利を大切にす。

他の人の権利を認め尊重する。

社会の一員として、年齢や発達段階に応じた責任ある行動をする。

【第3章 大人の役割】

⑧保護者の役割

保護者は、
対話を大切にする。
こどもの最善の利益を第一に考える。
年齢や発達に応じた養育を行う。
不当に他のこどもと比べない。
こどもが社会の責任ある一員として育つための支援を行う。
こどもの夢や挑戦を応援する。

⑨学校等施設関係者の役割

学校等施設関係者は、
こどもの最善の利益を第一に考えた支援を行う。
こどもとの対話で信頼関係を築き相談しやすい雰囲気づくりに努める。
こどもが安心して豊かに育つ環境づくりに努める。
こどもが主体的に行動する力を身につけられる支援を行う。
いじめ、体罰、虐待及び暴力の防止並びに早期発見及び対策に努める。
こどもの権利を理解するための研修を行う。

⑩市民の役割

市民は、
地域の安全な環境づくりに努める。
こどもや子育て家庭を思いやり温かく見守る。
多様な世代やこども同士の交流の機会づくりに努める。
事業者は、雇用する労働者が安心して仕事と子育てを両立できる職場環境づくりに努める。

【第4章 市の役割】

⑪普及啓発と権利学習

市は、
条例及びこどもの権利を普及するための活動を行う。
こどもの権利についてこどもが学校等の施設で学ぶ機会を提供する。
こどもの権利について若者や子育て家庭を始め市民が学ぶ機会を提供する。

⑫こどもに関わる人への支援

市は、
妊娠期からの切れ目のない支援を行う。
安心して子育てできる環境づくりに努める。
学校等施設関係者に対し、こどもの健やかな育ちに取り組むうえでの知識習得ができる環境づくりに努める。
悩みごとや困りごとへの相談及び助言を行う。

⑬援助を必要とする子どもや家庭への支援

市は、

いじめ、体罰、虐待、不登校、ひきこもり、ヤングケアラー、医療的ケア、性の多様性、家計が苦しいこと等による困難への対応として、相談支援機関及び専門機関と協力した支援を行う。

⑭有害・危険な環境からの保護

市は、

喫煙、飲酒、薬物等有害なもの、売買春、児童ポルノ等の性的搾取や性的虐待、過激な暴力や性等の有害な環境や犯罪、SNSの悪用等による有害情報の他、公共空間の危険な環境から子どもの保護に努める。

⑮相談体制の充実

市は、

子どもが悩みごとや困りごとを安心して相談できる環境づくり及び相談窓口の設置を行う。

⑯子どもの権利の侵害からの救済

市は、

子どもの権利の回復への支援を行う。

⑰子どもの居場所の充実

市は、

子どもが安心して自分らしく過ごすことができる居場所の充実に努める。
子どもの年齢や発達等に応じた安全な居場所づくりに努める。

⑱子どもの意見表明や参加の促進

市は、

子どもが施設運営や行事等への意見表明ができる機会づくりに努める。
子どもの条例の普及啓発活動への参加促進を行う。

⑱計画及び検証

市は、

こどもに関する施策の計画的な推進及び実施状況の定期的な検証を行う。

計画及び検証にあたり、こどもに関わる人の参加する機会を設け、意見を聴く。

⑳関係機関との連携

市は、

こどもに関する施策について、必要に応じて関係機関と連携して進める。